

平成21年(2009年)7月27日

姫路市長

石見利勝様

姫路市情報公開審査会

会長 福永 弘之

姫路市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について(答申)

姫路市長より平成21年1月8日付けで諮問を受けた下記の公文書の部分公開決定に係る第三者からの異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

「平成14年3月29日に姫路市(旧家島町)と旧町民とで締結した土地売買契約に係る書類」

1 審査会の結論

「平成14年3月29日に姫路市（旧家島町）と旧町民とで締結した土地売買契約に係る書類」のうち本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件公文書」という。）について、姫路市長（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 異議申立てに至る経緯

- (1) 平成20年11月19日、姫路市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条に基づき、実施機関に対し、本件公文書の公開請求があった。
- (2) 実施機関は、本件公文書に対応するものとして、平成7年12月28日付「土地分譲希望申出書」（以下「公文書1」という。）、「覚書に定めない事項の取扱いについて」（以下「公文書2」という。）、平成9年6月11日付決裁「協議書」（以下「公文書3」という。）、平成7年6月21日から平成14年3月20日にかけての赤坂地区不法占用に関する協議、旧町民との協議及び赤坂地区住宅用地分譲関係協議（以下「公文書4」という。）、昭和52年9月30日付「覚書」（以下「公文書5」という。）、旧町民との協議経過一覧表（以下「公文書6」という。）を特定したうえで、第三者である異議申立人に係る個人情報記載されているため、条例第13条の規定に基づき、公開決定に係る意見照会書を送付した。
- (3) 同年12月10日、異議申立人は、本件公文書の公開に反対する意見書を提出した。
- (4) 同年12月24日、実施機関は、本件公文書のうち公文書1、公文書2、公文書3、公文書4の一部及び公文書5について本件処分を行い、本件処分の文書を除いた公文書4と公文書6についての非公開決定とともに、その旨、公開請求者及び異議申立人に通知した。
- (5) 平成21年1月5日、異議申立人は、上記(4)の本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを提起するとともに、本件処分の執行停止の申立てを行った。
- (6) 同年1月7日、実施機関は、本件処分の執行停止の決定を行い、公開請求者及

び異議申立人に通知した。

### 3 異議申立人の主張要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件処分 of 取消しを求める。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 本件公文書は、交渉過程に係るもので、実施機関の主観により一方的に作成されているため、双方合意を示す印影があるなど客観的な事実に基づく書類以外の公開には多くの認識の違いが存在しており、個人のプライバシーが侵害されるとともに個人の名誉を著しく傷つけることが推測される。また、交渉段階において、関連文書が公開されるとの説明もなく、説明責任不履行である。今後、市とのすべての交渉が問題となり、民間人が迂闊に話さえできなくなる恐れがある。

イ 実施機関は、監査結果として既に公にされているため公開したとあるが、監査のために一方的に確認されただけで公とはいえ、また地域性から公開されれば個人が特定されることは容易であり、この点からも個人のプライバシーが侵害される。地元で、この取引について故意に事実を歪め、個人を誹謗中傷する悪意に満ちた文書が出回り、本件処分が悪意に利用されることが強く懸念されることから、個人に対して損害を与える可能性が推測される。

### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が公開決定に係る通知書、公開等理由説明書及び口頭による意見陳述で主張している理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件公文書請求については、特定個人を名指ししたものではないが、本件公文書請求に先立ち、公開請求者より本件公文書に係る土地売買契約についての住民監査請求が行われ、平成20年12月16日付姫監公表第14号「住民監査請求（旧家島町の土地売買契約書の不履行）に係る監査の結果に基づく勧告について」（以下「監査結果」という。）において契約に至るまでの交渉内容を含む個人の情報が具体的かつ詳細に公表され、新聞報道等で広く地域住民の知るところとなっている。また、島内では本件土地売買に対する関心が高く、氏名等特定の

個人を識別することができる部分を除外しても、公にすると様々な憶測により個人の権利利益が害されるおそれがあり、個人情報保護の必要性が高い。このような状況の中、市民の知る権利を最大限に尊重しつつ、かつ、市民のプライバシー等人権への影響を最小限に止める観点から、条例第7条の規定を厳格に適用し、処分を行ったものである。

- (2) 本件公文書には、同条第1号、第4号及び第5号に該当する非公開情報が記録されているが、監査結果で既に公にされている情報は、同条第1号ただし書きアに該当するものとして非公開情報から除外した。

ア 公文書1について

この文書には、同条第1号本文に規定する個人の住所、氏名等特定の個人を識別できる情報が記載されているため、それらの部分については非公開とした。ただし、住宅用地の優先分譲を主旨とする申出内容に関する情報は、監査結果として既に公表されているため、同条第1号アに該当し、公開とした。

イ 公文書2について

この文書には、資金調達等個人の資力に係る情報、物件移転に関する個人との交渉内容が記載されており、これらの情報は、通常、公表されないという双方の信頼関係を前提にした交渉における情報で、公表すると、交渉相手方との信頼関係が損なわれ、今後行われる同種の事務又は事業の円滑な執行に支障が生じるおそれがある。従って、同条第1号及び第5号イに該当し非公開とした。ただし、同文書中「第2条」に記載された情報は、監査結果で既に公にされているため同条第1号ただし書きアに該当し、公開とした。

ウ 公文書3について

この文書は、物件移転に関する個人との交渉内容及び兵庫県との協議について記載された町長決裁文書である。個人との交渉内容に関する部分は、前述イのとおり同条第1号及び第5号イに、兵庫県との協議に関する部分は、地方公共団体相互間における審議、検討、又は協議に関する情報であって審議等が終了し意思決定が行われた後であっても公開することにより将来予定されている同種の審議において率直な意見交換が損なわれるおそれがあると推察されることから同条第4号に該当し、非公開とした。ただし、同文書中「1. 交渉経過」及び「2. 寄附条件」の(1)、(2)に関する情報は、監査結果として既に公にされているため、同条第1号ただし書きイに該当し、公開とした。

エ 公文書4について

この文書は、物件移転に関する個人との交渉内容を中心に、兵庫県との協議も記載された複数の文書で構成された一連のものであり、平成13年8月10日付文書を除き、同条第1号、第4号及び第5号イに該当するとして非公開とした。

ただし、平成13年8月10日付文書については、町内部の協議に関するものであり、同条第1号及び第5号イの非公開情報に該当する個人の氏名や交渉内容に係る部分を除いて公開とした。

オ 公文書5について

個人の住所、氏名の部分については同条第1号に該当するため非公開としたが、それ以外の部分については非公開情報に該当せず公開とした。

カ 公文書6について

この文書は、個人の氏名、物件移転に関する個人との交渉内容及び兵庫県との協議等を表形式で個条書きした、上記各文書を取りまとめたものであるため、同条第1号、第4号及び第5号イに該当するため非公開とした。

(3) 以上のとおり、本件処分は適法かつ妥当なものである。

## 5 審査会の判断

実施機関は、本件処分を行った理由として、条例第7条の各号に掲げる非公開情報のいずれにも該当しない、又は同条第1号ただし書きアの適用除外事項に該当することを挙げるので、以下、これらの該当性の有無について、本件処分の対象になった公文書についてのみ検討する。

(1) 公文書1について

公文書1は、旧町民が家島町長に対して申請した土地分譲希望申出書であり、住宅用地の優先分譲を主旨とする申出内容と個人の住所、氏名及び印影が記載されている。同条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」は非公開とすると規定しており、同文書が同号本文の非公開情報に該当すると解される。

ところで、同号ただし書きアは、個人に関する情報であっても、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、非公開情報から除くと規定している。本件請求に先立ち公開請求者が行った住民監査請求に係る監査結果が市ホームページ等で公表されており、同文書

における申出の内容については監査結果によって明らかになっており、同号ただし書きアに該当すると認められる。

(2) 公文書 2 について

公文書 2 は、覚書に定めない事項の取扱いについての文書であり、資金調達等個人の資力に係る情報や物件移転に関する個人との交渉内容等が記載されている。実施機関が公開しようとした同文書中「第 2 条」に記載された情報は、前述(1)のとおり、既に公にされている監査結果から推察されることは明らかであり、同条第 1 号ただし書きアに該当すると認められる。

(3) 公文書 3 について

公文書 3 は、平成 9 年 6 月 11 日付で町長決裁を受けた、旧町民との交渉経過や合意事項、兵庫県の対応等を記載した協議書である。実施機関が公開しようとした部分は、同文書中「1. 交渉経緯」及び「2・寄附条件」の(1)、(2)に記載された情報であり、これらについては、前述(1)のとおり、既に公にされている監査結果によって明らかになっており、同条第 1 号ただし書きアに該当すると認められる。

(4) 公文書 4 について

公文書 4 のうち平成 13 年 8 月 10 日付文書は、赤坂地区住宅用地分譲事務の全般に係る町内部の協議に関するものであり、協議が行われた日時、場所、出席者名及び協議内容が個条書きされている。同条の規定は、各号に掲げる非公開情報を除き、当該公文書を公開しなければならないという原則公開の基本的な考え方を定めたものである。実施機関が公開しようとした部分は、日時、場所、出席者名及び協議内容の一部であり、これらの情報は、同条各号に掲げる非公開情報のいずれにも該当しないと認められる。

(5) 公文書 5 について

公文書 5 は、兵庫県と相手方である個人とを甲、乙とし、家島町長を立会人とした、昭和 52 年 9 月 30 日付「覚書」である。実施機関が公開しようとした部分は、個人の氏名、住所及び印影を除いた部分であり、同条各号に掲げる非公開情報のいずれにも該当しないと認められる。

(6) 結論

以上の理由により、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

### 審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 会	経 過
平成 21 年 1 月 8 日	—————	・実施機関からの諮問書の提出
平成 21 年 1 月 29 日	—————	・実施機関からの公開等理由説明書の提出
平成 21 年 2 月 15 日	—————	・異議申立人からの意見書の提出
平成 21 年 3 月 30 日	平成 20 年度第 1 回	・実施機関からの意見の聴取 ・審査
平成 21 年 4 月 17 日	平成 21 年度第 1 回	・異議申立人からの意見の聴取 ・審査
平成 21 年 5 月 22 日	平成 21 年度第 2 回	・審査
平成 21 年 7 月 3 日	平成 21 年度第 3 回	・審査
平成 21 年 7 月 27 日	平成 21 年度第 4 回	・審査 ・答申